改正後	改正前
（仮想通貨交換業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） **第二十五条**　法第六十三条の十二第四項に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。 一　次に掲げる全ての措置を講じること。 イ　仮想通貨交換業関連苦情（法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十二項に規定する資金移動業等関連苦情のうち仮想通貨交換業務に関するものをいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。 ［ロ・ハ　略］ ［二～五　略］ 2　法第六十三条の十二第五項に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。 一　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせん又は当該機関における仲裁手続により仮想通貨交換業関連紛争（法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十三項に規定する資金移動業等関連紛争のうち仮想通貨交換業務に関するものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。 ［二～四　略］ 3　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（仮想通貨交換業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） **第二十五条**　［同上］ 一　［同上］ イ　仮想通貨交換業関連苦情（法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第十九項に規定する資金移動業等関連苦情のうち仮想通貨交換業務に関するものをいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。 ［ロ・ハ　同上］ ［二～五　同上］ 2　［同上］ 一　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせん又は当該機関における仲裁手続により仮想通貨交換業関連紛争（法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十項に規定する資金移動業等関連紛争のうち仮想通貨交換業務に関するものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。 ［二～四　同上］ 3　［同上］

（金融庁組織規則の一部改正）

第十四条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（調査室等及び信用法制企画調整官等） **第四条**　［略］ ［2～7　略］ 8　信用法制企画調整官は、命を受けて、金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号。以下「令」という。）第十一条第一項第五号から第十四号までに掲げる事務（第十一号に掲げる事務を除く。）及び第十八号に掲げる事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。 9　［略］ （監督調査室等及び監督企画官等） **第八条**　［略］ ［2～5　略］ 6　協同組織金融室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。 ［一～四　略］ 五‖　信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者 六‖　認定信用金庫電子決済等代行事業者協会、認定労働金庫電子決済等代行事業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会、農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、水産業協同組合法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会 七‖　［略］ ［7～16　略］	（調査室等及び信用法制企画調整官等） **第四条**　［同上］ ［2～7　同上］ 8　信用法制企画調整官は、命を受けて、金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号。以下「令」という。）第十一条第一項第五号から第十三号までに掲げる事務（第十号に掲げる事務を除く。）及び第十七号に掲げる事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。 9　［同上］ （監督調査室等及び監督企画官等） **第八条**　［同上］ ［2～5　同上］ 6　［同上］ ［一～四　同上］ ［号を加える。］ 五‖　［同上］ ［7～16　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。